全体についての防火管理に係る消防計画（中規模以上用）

第１章　総則

第１節　計画の目的及び適用範囲等

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条の２第１項に基づき、　　　　　　　　の全体についての防

火管理業務に必要な事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害（以下、「火災・地震等」という。）による人命の安全、被害の軽減及び二次的災害発生の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この消防計画に定めた事項について適用する範囲は、次のとおりとする。

⑴　　　　　　　　　に勤務し、出入りする全ての者

⑵　　　　　　　　　の建物及び敷地内すべての場所

★⑶　防火管理上必要な業務を受託している者〖該当・非該当〗

※　★印は、該当する場合のみとする。（以下、同様とする。）

★（全体についての防火管理業務の委託について）〖 該当・非該当 〗

第３条　委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する　　　　　　　　は（以下、「受託者」という。）、この消防計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者及び自衛消防隊長等の指示及び指揮命令の下に適正に全体についての防火管理上必要な業務を実施するものとする。

２　受託者は、受託した全体についての防火管理業務について定期に防火管理者に報告するもの

とする。

３　受託者の全体についての防火管理上必要な業務の実施範囲及び方法は、【別表１】のとおりと

する。また、【別表１】には防火管理業務を委託している旨の契約書の写しを添付するものとする。

（管理権原の及ぶ範囲）

第４条　管理権原の及ぶ範囲は、【別図１】のとおりとする。なお、各事業所の消防計画において

その範囲を明記するものとする。

２　各事業所の管理権原者は、防火管理の実態を把握し、防火管理者に防火管理業務を適切に行

わせなければならい。

第２節　責務等

（管理権原者の責務）

第５条　各事業所の管理権原者は、その権原が及ぶ範囲の消防計画を防火管理者に作成させ、防

火管理上必要な業務を実施させるものとする。

２　各事業所の管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努

め、次の事項について責務を有するものとする。

⑴　各管理権原者間の協議により、建物全体についての防火管理業務を適正に遂行できる権原

と知識を有するものを統括防火管理者として選任（解任）する。

⑵　統括防火管理者に、建物全体について消防計画の作成及び　　　　　　　　全体についての防火管理業務を行わせる。

⑶　統括防火管理者を選任（解任）した場合、消防機関へ届け出る。

⑷　統括防火管理者の届出等消防機関との連絡など防火管理業務上必要な事項を行うととも

に、相互に意思の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努める。

⑸　建物全体についての防火管理業務の実施体制を確立し、維持する。

⑹　火災・地震等が発生した場合、自衛消防隊活動の全般についての責任を共同して負う。

★⑺　委託した防火管理業務が確実に遵守されるように相互に協力する。

※　法令上、統括防火管理者の選任に係わる協議の方法は任意であるが、建物全体の防火管理　　に関する協議を図るため協議会を設置する場合は、以下の第６条及び第７条に協議会の関係　　条文を▲印で示す。

▲★（協議会の設置）〖 設置・未設置 〗

第６条　　　　　　　　　の建物全体についての防火管理を行うため、【別表２－１】の協議会構

成員をもって、　　　　　　　　共同防火管理協議会（以下、「協議会」という。）を設置する

ものとする。

２　協議会の事務局は、　　　　　　　　に置くものとし、代表者（以下、「会長」という。）及　び統括防火管理者の指示のもとで、協議会の事務を行うものとする。

３　協議会の会長は　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

４　副会長は、　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

５　会長は、各管理権原者（以下、「協議会構成員」という。）と協議して、建物全体の防火管理業務を適正に遂行できる者を統括防火管理者として選任（解任）し、消防機関に届け出るものとする。

６　会長は、統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成及び建物全体についての防

火管理業務を行わせるものとする。

７　会長は、協議会構成員と相互に意思の疎通を図り協議会の円滑な運営に努めるものとする。

８　副会長は、会長を補佐し会長が不在の場合は、その職務を代行するものとする。

▲★（協議会の審議事項等）〖 設置・未設置 〗

第７条　協議会は、建物全体についての防火管理業務を行うための基本的な次の事項について

審議し、決定するものとする。

⑴　協議会の設置及び運用に関すること。

⑵　協議会の代表者の選任に関すること。

⑶　統括防火管理者に付与する建物全体についての防火管理上の権限に関すること。

⑷　建物全体についての消防計画及び建物全体についての防火管理上必要な事項に関するこ

と。

⑸　建物全体についての消防計画と各事業所の消防計画との整合に関すること。

２　協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

⑴　定例会は、全体の訓練実施後、訓練の反省会として実施する等、定期的に開催する。

⑵　臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

⑶　会長は、必要に応じて統括防火管理者を参加させる。

★（協議会を設置することなく協議する場合）〖該当・非該当〗

第８条　協議会を設置することなく、各管理権原者間の協議により統括防火管理者を選任（解任）

する場合は、【別表２－２】により協議に参加した各管理権原者の一覧表を作成するものとす

る。

（防火管理委員会の設置等）

第９条　統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務の効果的な推進を図るため、防火

管理委員会を設け、建物全体についての消防計画の作成や見直し等の調査及び研究（以下、「調

査・研究」という。）を行う。

２　防火管理委員会の構成は、【別表３】のとおりとする。

３　防火管理委員会は、次の事項について調査・研究するものとする。

⑴　防火施設及び避難施設（以下、「防火・避難施設」という。）、消防用設備等の点検・維持管

理に関すること。

⑵　自衛消防隊の運用体制・装備に関すること。

⑶　自衛消防訓練に関すること。

⑷　従業員などの教育訓練に関すること。

⑸　その他防火管理上必要なこと。

４　防火管理委員会委員長は、会議を　月と　　月に行い、次の場合、臨時に開催するものとする。

⑴　社会的反響の大きい災害が発生したとき。

⑵　防火管理者などからの報告及び提案により必要と認めたとき。

⑶　当該建物全体で火災・地震等が発生したとき。

５　統括防火管理者は、防火管理委員会の調査・研究結果を各管理権原者に報告するとともに、

必要に応じて建物全体についての消防計画の見直し等を行うものとする。

（統括防火管理者の権原と責務）

第１０条　統括防火管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、防火対象物全体について防火管理上必要な業務を統括する。

⑴　防火対象物の全体についての消防計画の作成、変更及び届出に関すること。

⑵　消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

⑶　防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。

⑷　各事業所の防火管理者に対する指導、指示及び必要な報告に関すること。

⑸　火気使用の制限及び禁止に関すること。

⑹　その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関すること。

２　統括防火管理者は、各事業所の防火管理者に対し、火災予防上必要な措置を講ずるよう指示

することができる。

３　統括防火管理者は、作成又は変更した当該計画の内容を各事業所に周知する。

（防火管理者の権原と責務）

第１１条　各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指導、指示を遵守するとともに、防火管

理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければならない。

２　各事業所の防火管理者は、統括防火管理者が作成する全体についての消防計画に適合するよ

う、各事業所の消防計画を作成し、防火管理業務を行わなければならない。

３　各事業所の防火管理者は、相互に連絡を保ち、協力して防火管理業務を行わなければならな

い。

第２章　予防的事項

第１節　予防管理対策

（点検・検査）

第１２条　各種点検及び検査は、次による。

★⑴　防火対象物定期点検〖 該当・非該当 〗

防火対象物定期点検該当の場合、防火対象物の法定点検は、各事業所の管理権原の及ぶ範

囲については、　　　　　　　　　　の責任により行い、点検を実施する場合は、

　　　　　　　　が立ち会う。

⑵　消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、　　　　　　　　　　　の責任により行

い、点検を実施する場合は、　　　　　　　　　　が立ち会う。

⑶　消防用設備等・特殊消防用設備等の自主検査

ア　消防用設備等・特殊消防用設備等の自主検査は、共用部分については、

　　　　　　、各事業所の管理権原の及ぶ範囲については、　　　　　　　　　　の責任により行う。

イ　消防用設備等・特殊消防用設備等の自主検査は、法定点検の合間に行うものとし、実施

方法、時期等は各事業所の計画による。

ウ　統括防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等に特例が適用されている場合の特

例適用条件の適否についても、併せて実施するように各事業所の防火管理者に指示する。

（防火管理維持台帳の作成、整備及び保管）

第１３条　各事業所の管理権原者は、前条で点検した結果及び防火管理業務に必要な書類等を取

りまとめ、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管しておく。

（不備欠陥箇所の改修）

第１４条　防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検並びに建物等の検査で発見さ

れた不備欠陥箇所の改修等は、第１１条各号の責任範囲により　　　　　　　　　　　が行う。

２　前項の点検等を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合は、各事業所の防火管理者は改修計画を樹立し、早急に改修等を図る。

第２節　遵守事項及び維持管理等

（従業員の遵守事項）

第１５条　当該建物に勤務し出入りする者が、火気を使用する場合及び避難施設に対する遵守事

項等については、各事業所の消防計画に定める。

（工事中の安全対策）

第１６条　複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該事業所の管理権

原者のうち主要な者（以下、「代表管理権原者」という。）は、統括防火管理者及び当該工事　を行う各事業所の防火管理者が協力して「工事中の消防計画」を作成し、届出をする。

（放火防止対策）

第１７条　放火防止対策は、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は次の対策を推

進する。

⑴　防火対象物内外の可燃物等の除去

⑵　物置、空室及びゴミ集積所等における施錠管理の徹底

⑶　挙動不審者の監視

⑷　その他必要な事項

（避難施設の維持管理等）

第１８条　廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理、収容人員の

管理及び避難通路の確保に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。

２　統括防火管理者は、避難施設上に避難の支障となる物件を存置している状態を是正しようと

しない防火管理者に対し、当該物件を撤去するよう指示することができる。

（危険物施設等の管理）

第１９条　危険物施設の保安管理及び保安体制については、各事業所の管理権原者の責任におい

て定める。

第３章　応急対策的事項

第１節　自衛消防隊活動対策

（自衛消防隊）

第２０条　火災・地震等による人的又は物的な被害を最小限に止めるために、次により編成され

る自衛消防隊を設置する。

２　自衛消防隊を　　　　　　ごとに地区隊を編成し、それぞれの地区隊に通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班を設ける。

３　自衛消防隊長は　　　　　　　　　　　　　　　　とし、地区隊の隊長は　　　　　　　　　　　　　が定める。

４　自衛消防隊長は、その任務の代行者を定める。

５　自衛消防隊の編成は【別表４】によるものとし、その編成は自衛消防隊長が定める。

６　自衛消防隊の任務は【別表６】によるものとする。

７　各事業所が単独で地区隊を編成することが困難な場合は、同一階の事業所が協議し、合同でブロック合同地区隊を編成するものとする。

　　また、ブロック合同地区隊を編成する場合は、【別表５】ブロック合同地区隊表を作成する。

（自衛消防隊長等の権限）

第２１条　自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災・地震等の災害活動又は訓練を行う場合、その指

揮、命令、監督等一切の権限を有する。

２　自衛消防隊長の代行者に対しては、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、

監督等の一切の権限を付与する。

（地区隊長の任務）

第２２条　地区隊長は、自衛消防隊長の指揮、命令のもとに地区隊を指揮総括する。

２　地区隊長は、担当地区に直接影響がないと認めたときは、自衛消防隊長を補佐する。

（火災発生時の自衛消防隊の活動）

第２３条　自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

⑴　地区隊の活動は、火災等の災害が発生した地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の指

揮のもとに初動措置を講ずるものとし、その活動方法は各事業所の消防計画に定める。

⑵　火災等が発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令による活動を行う。

⑶　消防隊が到着したときは、自衛消防隊長又は地区隊長が、防火対象物の構造、火災の延焼

状況及び逃げ遅れの有無その他必要な情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う

★（休日・夜間等に在館者が存する建物の防火管理体制等）〖 該当・非該当 〗

第２４条　各事業所の就業時間以外（以下、「休日・夜間等」という。）における自衛消防隊の

編成表は、【別表７】に示すところによる。

２　休日・夜間等に発生した災害に対しては、次の措置を行う。

⑴　火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内

の残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、各事業所の防火管理者等の関係者に別に

定める緊急連絡網により急報する。

⑵　消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況、逃げ遅れ等の情報、資料等を速やかに提

供するとともに、出火場所への誘導を行う。

３　休日・夜間等に発生した災害に対しては、在館中の事業所の従業員が協力する。

★（休日・夜間等に無人となる建物の対応）〖 該当・非該当 〗

第２５条　休日・夜間等に完全に無人となる建物で、消防隊等から発災があった旨の連絡を受け

た場合は、必要な人員を召集する。

第２節　　地震対策

（地震予防措置）

第２６条　統括防火管理者は、建物全体における地震に備えての予防措置として、各事業所間の

連携、消火器の増強、救出用の資器材の準備、保管等必要な措置を講ずる。

２　各事業所の防火管理者等は、地震による被害を未然に防止するために行う必要な措置につい

て、各事業所の消防計画に定める。

（地震発生後の報告）

第２７条　各事業所の防火管理者は、被害の状況及び建物、火気設備器具等の点検の結果を統括

防火管理者に報告する。

（地震時の活動）

第２８条　統括防火管理者は、建物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。

２　各事業所は、情報収集、初期救助、初期救護及び帰宅困難者対策等の地震時の活動について、事業所間の連携を図る。

３　被害のない事業所又は活動の終了した事業所の自衛消防隊は、統括防火管理者から活動要請があった場合は、協力して活動を行う。

★（南海トラフ地震防災規程）〖 該当・非該当 〗

第２９条　事業所又は施設等が南海トラフ地震の津波によって３０ｃｍ以上の浸水が想定される区域に所在する場合で、事業所又は施設等の用途が対象事業所である場合は、建物全体についての南海トラフ地震防災規程を作成し、消防計画書に添付するとともに、当該規程の内容を各事業所に周知するものとする。

２　　各事業所が作成する南海トラフ地震防災規程は、建物全体についての南海トラフ地震防災規程を遵守するものとする。

第４章　教育訓練

第１節　教育

（防火管理業務従事者に対する教育）

第３０条　統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、定期的に防火管理業務に必

要な知識、技術を高めるための教育を行う。

２　従業員に対する教育は、各事業所の消防計画による。

（教育の内容）

第３１条　統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対し、次の教育を行う。

⑴　当該全体についての消防計画等の周知徹底

⑵　各事業所の責任範囲とその業務

⑶　自衛消防隊の編成とその任務

⑷　消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・防災設備等の機能及び取扱要領

⑸　地震対策に関する事項

⑹　その他防火管理上必要な事項

第２節　訓練の実施

（全体の訓練）

第３２条　統括防火管理者は、防火対象物全体における訓練を計画し実施する。

２　統括防火管理者は、前項の訓練に参加しない事業所の防火管理者に対し、訓練の参加を促す

ことができる。

３　各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところにより実施する。

（訓練の内容）

第３３条　訓練は、次の要領で実施する。

⑴　統括防火管理者は、建物全体で行う訓練を年　回以上実施する。

⑵　統括防火管理者は、前号の訓練を実施する場合は、あらかじめ消防署に通報する。

⑶　統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施した結果について、訓練内容をチェックし、その

結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させるものとする。

付　則

この消防計画は、　　　　年　　月　　日から施行する。

【別表１】

防火管理業務の委託状況表

年　　月　　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 再受託者の有無 | ✔無　　✔一部有　　✔全部 |
| 防火管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 |
| 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕 | 受託者が再委託する場合記入 |
| 氏名（名称）住所（所在地）担当事務所（電話番号）所在地電話番号〔教育担当者氏名〕〔講習等種別・番号〕〔教育計画〕 |  |  |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方法 | 範囲 | ✔避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理✔消防・防災設備等の監視・操作業務 | ✔同左✔同左 |
| ✔火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | ✔同左　 |
| ✔火災 ✔地震 ✔その他（　　 　　） | ✔同左　✔同左　✔その他（　　　） |
| ✔初期消火 ✔通報連絡✔避難誘導 ✔その他（　　 　　） | ✔同左　✔同左　✔同左　✔その他（　　　　　　　　） |
| ✔消火・通報・避難訓練の実施 | ✔同左 |
| ✔その他防火管理上必要な事項（　　　　　　　　） | ✔その他（　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  |  |
| 常駐人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| 巡回方式 | 範囲 | ✔避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理✔消防・防災設備等の監視・操作業務 | ✔同左✔同左 |
| ✔火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | ✔同左 |
| ✔火災 ✔地震 ✔その他（　　 　　） | ✔同左　✔同左　✔その他（　　　） |
| ✔初期消火 　✔避難誘導　　　✔通報連絡　 ✔その他（　　　　　　　　　　） | ✔同左　✔同左　✔同左　✔その他（　　　　　　　） |
| ✔消火・通報・避難訓練の実施 | ✔同左 |
| ✔その他防火管理上必要な事項（　　　　　　） | ✔その他（　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  |  |
| 巡回人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| 遠隔移報方式 | 範　　囲 | ✔消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 | ✔同左 |
| ✔火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | ✔同左　　　　　　　　 |
| ✔火災　　　 ✔地震　　　　✔その他（　　　　　） | ✔同左　✔同左　✔その他（　　　） |
| ✔初期消火　　✔通報連絡✔避難誘導　　✔その他（　　　　　　　　　　） | ✔同左　✔同左　✔同左　✔その他（　　　　　　　） |
| ✔その他防火管理上必要な事項（　　　　　　　　　） | ✔その他（　　　　　　　　　　　） |
| 方　法 | 現場確認要員の待機場所 |  |  |
| 到着所要時間 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |

備考　１　□印のある欄については、該当する□印に✓を付けること。

２　防火管理業務を委託している旨の契約書の写しを添付すること。

【別表２－１】

共同防火管理協議会構成表

|  |  |
| --- | --- |
| 建物名称 |  |
| 管理権原者の代表 |  |
| 統括防火管理者 |  |
| 統括防火管理者の代行 |  |
| 役職名 | 事業所名 | 職・氏名 | 建物所有者との関係 | 電話番号 |
| 会長 |  |  |  |  |
| 副会長 |  |  |  |  |
| 構　　　成　　　員 |
| 占有部分 | 管理権原者及び防火管理者 |
| 事業所名 | 管理権原者職・氏名 | 防火管理者職・氏名 | 使用階等 | 建物所有者との関係 | 電話番号等 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

備考　共同防火管理協議会構成表に記載する内容

１　会長、統括防火管理者等の役員

２　協議会の役職名、事業所名、管理権原者職・氏名、建物所有者との関係（建物所有者、賃貸、転貸など）、電話番号等

３　構成員等

　事業所名、管理権原者職・氏名、防火管理者等氏名、使用部分（階等）、建物所有者との関係（建物所有者、

賃貸、転貸など）、電話番号等

４　占有部分【別図１】管理権原の及ぶ範囲における占有部分

※　届出にあっては、協議会の代表者が届けるものであることから、構成員の同意書等（印鑑）の添付は、必要ないものとする。

【別表２－２】

管理権原者及び防火管理者一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 建物名称 |  |
| 管理権原者の代表 |  |
| 統括防火管理者 |  |
| 統括防火管理者の代行 |  |
| 占有部分 | 管理権原者及び防火管理者 |
| 事業所名 | 管理権原者職・氏名 | 防火管理者職・氏名 | 使用階等 | 建物所有者との関係 | 電話番号等 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

備考

１　占有部分

【別図１】管理権原の及ぶ範囲における占有部分

※　届出にあっては、管理権原者の代表が届けるものであることから、構成員の同意書等（印鑑）の添付は、必要ないものとする。

【別表３】

防火管理委員会構成表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事業所（テナント）名 | 備考 |
| 委員会長 |  |  |
| 副委員会長 |  |  |
| 副委員会長 |  |  |
| 委員 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

【別表４】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 自衛消防組織の編成表（合計　　名）

管理権原者

自衛消防隊長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　備考　１　敷地内の建物ごと又は、建物全体を事業所ごとに区分し、地区隊を編

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　成すること。なお、ブロック合同地区隊を編成する場合はブロック合同

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地区隊表【別表５】を作成すること。

２　各事業所の防火管理者を地区隊長とすること。

自衛消防副隊長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３　各地区隊を通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　護班及び応急救護班で構成し、自衛消防隊の編成表を作成すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４　各班の任務分担は、【別表６】のとおりとする。

　　　　　地区隊長（計　　名）

隊長

　　　　　地区隊長（計　　名）

隊長

　　　　　地区隊長（計　　名）

隊長

　　　　　地区隊長（計　　名）

隊長

　　　　　地区隊長（計　　名）

隊長

　　　　　地区隊長（計　　名）

隊長

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

初期消火班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

避難誘導班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

安全防護班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

応急救護班(計　名)

班長

班員

　班員

班員　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

初期消火班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

避難誘導班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

安全防護班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

応急救護班(計　名)

班長

班員

　班員

班員　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

初期消火班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

避難誘導班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

安全防護班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

応急救護班(計　名)

班長

班員

　班員

班員　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

初期消火班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

避難誘導班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

安全防護班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

応急救護班(計　名)

班長

班員

　班員

班員　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

初期消火班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

避難誘導班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

安全防護班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

応急救護班(計　名)

班長

班員

　班員

班員　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

初期消火班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

避難誘導班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

安全防護班(計　名)

班長

班員

　班員

　班員　　　　　　他　名

応急救護班(計　名)

班長

班員

　班員

班員　　　　　　他　名

(

【別表５】

ブロック合同地区隊の編成表

|  |
| --- |
| 　　　　　合同地区隊 |
| 地区隊長 |  |
| 事業所名 | 防火管理者 | 従業員数 | ブロック隊員数 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 　　　　　合同地区隊 |
| 地区隊長 |  |
| 事業所名 | 防火管理者 | 従業員数 | ブロック隊員数 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

* ブロック合同地区隊

１　各事業所が単独で地区隊を編成することが困難な場合は、同一階の事業所

　が協議し、合同でブロック合同地区隊を編成するものとする。

２　ブロック合同地区隊の地区隊長は、事業所の規模（面積、人員等）の大き

　な事業所の防火管理者とする。

３　ブロック隊員数は、各事業所の従業員数を勘案して指定する。

【別表６】

自衛消防隊任務分担表

|  |  |
| --- | --- |
| 担　　当　　係 | 任　　　　務　　　　内　　　　容 |
| 通報連絡班 | ・消防機関への通報・館内への伝達、関係者への通報 |
| 初期消火班 | ・出火場所への急行・消火器等による初期消火 |
| 避難誘導班 | ・非常口の開放、避難誘導・避難器具の設定、操作・負傷者及び逃げ遅れた者の確認 |
| 安全防護班 | ・水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッター等の操作 |
| 応急救護班 | ・負傷者に対する応急処置 |

【別表７】

休日、夜間の自衛消防隊の編成表

１　休日の指揮体制

警備宿日直担当者　　　　　　　　　 　通報連絡担当

（　名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 消火担当

自衛消防隊長

　休日の責任者　　　　　　　消防・防災設備要員　　　　　　　　　 消火担当

　　　　　　　　　　　　　　　　（　名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　安全防護担当

休日出勤者も、自衛消防活動を行うものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　 初期消火

２　夜間の指揮体制

警備宿日直担当者　　　　　　　　　 　通報連絡担当

（　名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　消火担当

自衛消防隊長　　　　　　　　消防・防災設備要員　　　　　　　　　 消火担当

　夜間の責任者　　　　　　　　　（　名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 安全防護担当

　　　　　　　　　　　　　　駐車場要員 消火担当

　　　　　　　　　　　　　　　　（　名）

夜間の残業者も、自衛消防活動を行うものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　 　 初期消火

【別図１】

管理権原の及ぶ範囲図

　　階平面図

　　階平面図

　　階平面図

　　階平面図

　　階平面図

　　階平面図

　　階平面図

　　階平面図

　　階平面図

　　階平面図

管理権原の及ぶ範囲一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 占有部分 | ※区分 | 用 途 | 事業所名 | 管理権原者 | 店舗等責任者 | 緊急連絡先 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 共用部分 |  |  |  |  |  |  |

* 区分：賃貸又は所有